

議 案 第 78 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

扶養義務者のいない児童は、保険料を負担する資力がなく、また、医療は公費により実施されることから、国民健康保険の被保険者としなないこととするため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和５８年松戸市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「被保険者とししない者（第４条）」に改める。

第３章を次のように改める。

第３章 被保険者とししない者

第４条 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治２９年法律第８９号）の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者とししない。

第１７条第１項ただし書中「（明治２９年法律第８９号）」を削る。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。